# 美郷町地域福祉活動計画

平成28年度~平成33年度

美鄉町社会福祉協議会

# 一 目 次 一

第1章 計画の策定にあたって
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・1
2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・3
3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・3
(1)計画の位置づけ (2)地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・7
第2章 美郷町の現状
1 人口・世帯の現状・・・・・・・・・・8
(1)人口と世帯 (2)年齢別人口の推移
(3) 行政区別人口、年少人口、老年人口の推移
2 地域福祉の現状・・・・・・・・・・・・ 14
(1) 高齢者の現状 (2) 介護保険の現状 (2) 歴史版社の現状
(3)障害福祉の現状 (4)児童の現状
(5) 生活保護の現状
3 地域資源の状況・・・・・・・・・・・・ 20
(1) 社会福祉施設等の状況 (2) 社会福祉団体等

第	3 章	地填	<b>並福</b>	祉	施	策:	推	進	の	方	卢	]									
1	基本理	念・	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
2	基本目	標・	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
3	取組の	方向	向性	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
4	施策の	具包	<b>体的</b> :	方向	句性	ŧ•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
第一	4章	地填	<b>ず福</b>	祉	活	動	計	画													
1	計画第	定の	)趣	旨	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
2	取組の	体系	<b>K</b> •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
3	具体的	な事	業	• 清	舌重	内内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
第	5章	計画	町の	推	進	体	制														
1	町と社	会福	畐祉 <sup>-</sup>	協調	義 <i>全</i>	<u>ځ</u>	の	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
2	計画の	普及	及啓	発	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47

#### 計画策定の趣旨 1

美郷町誕生から12年、高齢者、障害者、児童、健康などの分野ごとに計画 を策定しながら、福祉施策を展開・充実させてきました。「美郷町地域福祉計 画」も平成18年に策定し、総合的に地域福祉の推進を図ってきたところです。

近年、社会経済状況の変化や少子高齢化が加速度的に進み、かつての家族や 地域の相互扶助機能が弱体化し、住民相互の社会的なつながりも希薄化するな ど、地域社会は変容しています。また、これまでは福祉の対象になりにくかっ た社会的援護を要する人たちへの支援や、自殺、ひきこもり、虐待といった新 たな社会的課題への対応も求められています。それらの解決も含め、複雑多様 化する住民のニーズに的確に対応するためには、地域という同じ生活環境の中 で福祉が一体となった総合的な施策のさらなる展開(地域福祉の推進)が必要 になってきます。福祉行政の役割は極めて重要なものになっており、加えて希 薄になったとはいえ、地域住民の自主的な助け合いの継続は、必要不可欠な位 置づけとなり存続を手助けしなければなりません。地域福祉の推進において、 個人や家族が自らの力で問題を解決すること(自助)、隣近所をはじめ地域が 連携して生活課題を解決すること(互助)、制度化された相互扶助(共助)、 公的サービス、社会福祉(公助)のそれぞれが、互いに果たすべき役割と目標 を明らかにしていくことが必要となっています。

今般、「生活困窮者自立支援制度」「子ども・子育て支援新制度」「改正介 護保険制度」が始まり、「障害者差別解消法」が施行されました。「第2次美 郷町総合計画」の策定など町の行政施策の見直しも行なわれています。また、 地域福祉計画に要援護者の支援方策についても盛り込む必要があります。こう したことから、おおむね5年後の美郷町における地域社会・地域福祉のあるべ き姿を目指して、「美郷町地域福祉計画」を策定するものです。

#### 福祉サービスの基本的理念

(社会福祉法 第3条)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

#### 地域福祉の推進

(社会福祉法 第4条)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行なう者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 地域福祉計画

(社会福祉法 第107条)

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する 共通的事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2 計画の目的

地域福祉とは、人権尊重を基本に、だれもが住みなれた地域で生き生きと暮らせる地域づくりを目指し、地域住民、地域に関わる組織、団体などお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取組んでいくことです。

美郷町が目指す「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり」「住み慣れた地域で自分らしい生き方ができる社会の実現」「子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくり」「困難を抱えている家庭への適切な支援」を実現させていくためには、地域福祉推進の仕組みづくりが求められます。"支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について地域住民や福祉関係者が把握し関係機関等と連携して解決が図られる仕組み"づくりに計画的に取組んでいくために、「美郷町地域福祉計画」を策定します。

#### 3 計画の位置付け

#### (1) 計画の位置付け

「第2次美郷町総合計画」に掲げるまちづくりの目標のうち「心身がやすらぐ― 豊かな心で健やかに過ごせるまち」を受け、地域福祉の視点から目標の実現を目指します。

「美郷町障害者計画・美郷町障害者福祉計画」「美郷町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「美郷町子ども・子育て支援事業計画」「健康みさと 21 計画」など、地域福祉に関係する各分野の個別計画と連携し、各計画の達成を支援するとともに、地域福祉の総合的な推進を図るものです。それぞれの固有の施策、達成目標などについては、各個別計画に基づいて推進していきますが、「地域福祉計画」は、これらの計画に基づく施策を推進する上での統括的な指針、理念を示すものとして作成します。

#### (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携

社会福祉協議会は「社会福祉法第 109 条」にその役割が記されているとおり 福祉教育の推進をはじめ福祉のネットワークづくりを基幹とした活動を展開し ています。住民の福祉を向上させるためには、地域福祉を推進する中心的役割 を担っている社会福祉協議会との連携が不可欠です。

「地域福祉計画」は、町が、地域の生活課題に対して地域住民が積極的に関わり、共に支え合うという地域福祉を推進するための基本的な考え方や取組みの方向性を定める行政計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、地域に根差した福祉活動を展開する社会福祉協議会が、地域住民と協働で取り組む具体的事

業が示されている民間の活動計画です。この二つの計画が相互に連携し、地域 福祉の推進を支援していくものであり、いわば車の駆動輪の役目をもっていま す。よって、今後の地域福祉の推進のため、計画の理念を共有し「地域福祉計 画」「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、連携しながら住民 主体の地域コミュニティの醸成と地域福祉力の向上に努めていくこととします。

## 社会福祉協議会

(社会福祉法 第109条)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行なうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

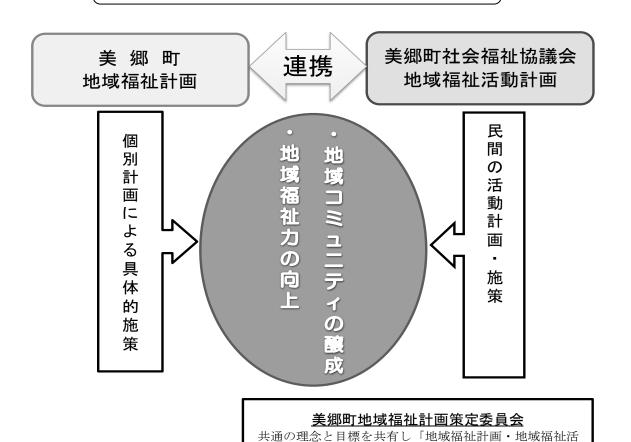
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整及び助成
- 四 全三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

# 地域福祉活動計画

「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間 団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動等を組織だって行うことを 目的として体系的かつ年度ごとに取りまとめたとりきめ」

※全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定の手引き」

# 地域福祉力の向上を目指して



動計画」を策定する。

# 地域共生社会

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会

※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料

## 第2次美郷町総合計画

基本理念 「豊か」 「快適」 「交流」 「活力」

# 第2期美郷町地域福祉計画

美郷町社会福祉協議会 第3期地域福祉活動計画

基本理念 「地域福祉力の向上」

基本目標 -

ひとづくり 「セルフケアの推進」 【自助】

「地域包括ケアの推進」 拠点づくり 【互助】 【共助】

ネットワークづくり 「地域共生社会の推進」

【互助】【共助】【公助】

美郷町高齢者福祉計画・ 美郷町障害者計 画 美郷町障害福祉 介護保険事業計画

計 画 子ども・子育て支援事業計画

健康みさと 21 計画 セ ルフケア推進方針

地域福祉を支えるひとづくり

住民参加ふれあい

支援

安心な暮らしを支える体制づくり

地域福祉-

<del>ا</del>

タルケア推進事業の強化

ともに支えあう地域づくり

組織財政基盤の整備

## 4 計画の期間

「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」は、平成28年度から33年度までの6年とします。

年度 2 6 2 7 28 2 9 3 0 3 1 3 2 3 3 3 4 美郷町 第2次美郷町総合計画 第2次美郷町総合計画 総合計画 (前期) (後期) 美郷町地域福祉計画 第2期美郷町地域福祉計画 第3期美郷町地域福祉活動計画 第2期美郷町地域福祉活動計画 高齢者福祉計画 美郷町高齢者福祉計画 介護保険事業計画 第6期介護保険事業計画 第7期介護保険事業計画 美郷町障害者計画 第2期美郷町障害者計画 障害福祉計画 第6期美郷町障害福祉計画 第4期美郷町障害福祉計画 第5期美郷町障害福祉計画 美郷わらしっこプラン 美郷町子ども・子育て支援事業計画 健康みさと 21 健康みさと21 セルフケア推進方針

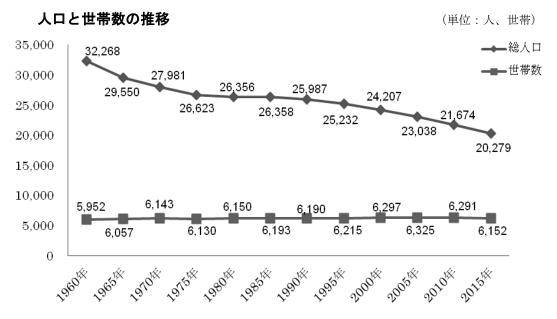
## 第2章 美郷町の現状

## 1 人口・世帯の現状

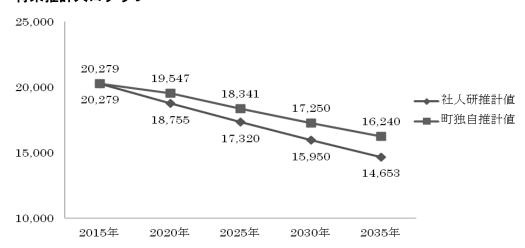
## (1)人口と世帯

本町の人口は、2015年(平成27年)国勢調査では20,279人で、2010年の5年間で1,395人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月)によると、本町の将来人口は2025年(平成37年)には17,320人(平成27年 比14.6%減)2035年(平成47年)には14,653人(同比27.7%減)になると予測されています。



#### 将来推計人口グラフ



(2015年は国勢調査による実数値、2020年から2035年までは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」による推計地及び美郷版総合戦略の数値)

#### (2) 年齢別人口の推移

15歳未満は、平成17年2,767人(12.0%)に対し、平成27年には2,094人(10.3%)となり、673人(24.3%)減少しています。また、65歳以上は平成17年6,831人(29.7%)に対し平成27年には7,161人(35.3%)となり、330人(4.8%)増加しています。

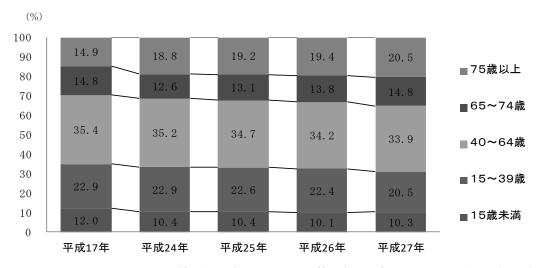
15歳から64歳の生産年齢人口は平成17年13,433人(58.3%)に対し平成27年は11,024人(54.4%)で2,409人(17.9%)減少しています。

人口構成の割合は、男女ともに60~64歳が最も高い割合となっています。 (単位:人)

区 分	平成 17 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
15歳未満	2, 767	2, 263	2, 224	2, 130	2, 094
15~39歳	5, 275	4, 976	4, 835	4, 710	4, 148
40~64歳	8, 158	7, 637	7, 412	7, 196	6, 876
65歳以上	6, 831	6, 806	6, 895	6, 991	7, 161
うち前期高齢者	3, 405	2, 729	2, 790	2, 906	3, 001
(65~74歳)	0, 100	2, 123	2, 130	2, 300	3, 001
うち後期高齢者	3, 426	4, 077	4, 105	4, 085	4, 160
(75歳以上)	3, 420	4,077	<del>1</del> , 100	4,000	4, 100
総人口	23, 031	21, 682	21, 366	21, 027	20, 279

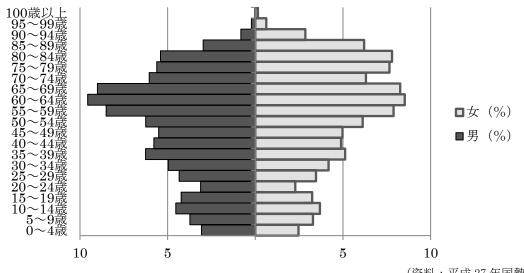
(資料:平成17年.27年国勢調査、平成24年~26年は住民基本台帳) ※総人口から年齢不詳を除く

#### ■年齢別人口割合の推移



(資料:平成17年.27年国勢調査、平成24年~26年は住民基本台帳)

#### ■年齢・性別にみる人口構成



#### (資料:平成27年国勢調査)

## (3) 行政区別人口、年少人口(15歳未満)、老年人口(65歳以上)の推移 【千畑地区】

平成18年と平成28年の3月31日時点の人口を比較すると全ての行政区で減少しています。最も人口減少率が高かったのは大柳地区25.1%(58人)次いで一丈木地区21.3%(79人)です。また、65歳以上の割合を比較すると、最も高かったのは、特別養護老人ホームのある本堂東部地区44.3%、次いで本堂中部地区43.2%最も低かったのは第一暁地区26.2%次いで塚地区27.1%となっています。 (単位:人・%)

// II /-		平成	18年			平成 2	28年		比較		
行政区名	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	増減率	
千屋北部	244	24	70	28.7	215	20	77	35. 8	△ 29	△ 11.9	
千屋中部	305	35	86	28. 2	258	22	100	38. 8	△ 47	△ 15.4	
千屋南部	231	25	70	30. 3	196	15	70	35. 7	△ 35	△ 15.2	
小荒川	320	39	93	29. 1	261	27	86	33. 0	△ 59	△ 18.4	
土崎南部	301	28	98	32.6	267	25	103	38. 6	△ 34	△ 11.3	
土崎北部	602	76	158	26. 2	545	68	184	33. 8	△ 57	△ 9.5	
本堂東部※	505	40	200	39. 6	427	23	189	44. 3	△ 78	△ 15.4	
本堂中部	218	15	74	33. 9	190	19	82	43. 2	△ 28	△ 12.8	
本堂西部	286	35	82	28. 7	243	23	80	32. 9	△ 43	△ 15.0	
元本堂南部	313	38	89	28. 4	288	32	98	34. 0	△ 25	△ 8.0	
元本堂北部	275	32	69	25. 1	218	20	69	31. 7	△ 57	△ 20.7	
黒沢	357	39	109	30. 5	297	19	119	40. 1	△ 60	△ 16.8	
大坂	263	21	83	31.6	226	23	83	36. 7	△ 37	△ 14.1	
善知鳥	172	20	51	29. 7	144	12	51	35. 4	△ 28	△ 16.3	
一丈木	371	49	115	31	292	23	108	37. 0	△ 79	△ 21.3	
第一暁	295	52	64	21.7	279	36	73	26. 2	△ 16	△ 5.4	
第二暁	197	33	53	26. 9	171	16	63	36.8	△ 26	△ 13.2	

#### 【千畑地区-つづき】

//		平成	18年			平成 2	28年		比較		
行政区名	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	増減率	
上畑屋	462	58	129	27.9	390	37	131	33.6	△ 72	△ 15.6	
下畑屋	176	15	54	30. 7	157	19	59	37.6	△ 19	△ 10.8	
羽貫谷地	168	17	49	29. 2	134	13	46	34. 3	△ 34	△ 20.2	
塚	423	65	104	24.6	413	58	112	27. 1	△ 10	△ 2.4	
安城寺上	295	28	84	28. 5	243	23	76	31.3	△ 52	△ 17.6	
安城寺下	184	26	47	25.5	154	10	52	33.8	△ 30	△ 16.3	
中野	248	43	55	22. 2	213	20	64	30.0	△ 35	△ 14.1	
湯竹	170	25	43	25.3	158	21	60	38.0	△ 12	△ 7.1	
大畑	218	26	65	29.8	187	22	64	34. 2	△ 31	△ 14.2	
大柳	231	31	63	27. 3	173	16	59	34. 1	△ 58	△ 25.1	
善元寺	215	24	70	32.6	174	15	66	37.9	△ 41	△ 19.1	
外川原	324	50	90	27.8	269	17	90	33.5	△ 55	△ 17.0	
計	8, 369	1,009	2, 417	28. 9	7, 182	694	2, 514	35.0	△ 752	△ 9.0	
※特別養護老人ホームのある行政区 本堂東部地区 資料: 住民基本台帳(各年3月31日)											

## 【六郷地区】

平成18年と平成28年の3月31日時点の人口を比較すると全ての行政区で減少しています。最も人口減少率が高かったのは中村地区34.0%(32人)次いで七滝地区33.0%(29人)です。また、65歳以上の割合を比較すると、最も高かったのは、大町地区45.3%、次いで下鑓田地区44.5% 最も低かったのは小安門団地地区7.4%次いで新町地区26.7%となっています。

Garbar A		平成	18年			平成	28年		比較		
行政区名	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	増減率	
大町	303	23	104	34. 3	265	26	120	45.3	△ 38	△ 12.5	
上町	127	11	34	26.8	105	5	46	43.8	△ 22	△ 17.3	
荒町	238	22	72	30.3	199	17	80	40. 2	△ 39	△ 16.4	
古町	146	19	37	25. 3	121	13	39	32. 2	△ 25	△ 17.1	
新町	687	114	163	23. 7	656	81	175	26. 7	△ 31	△ 4.5	
赤城	269	22	77	28.6	253	21	100	39. 5	△ 16	△ 5.9	
米町	176	25	54	30. 7	144	17	51	35. 4	△ 32	△ 18.2	
馬町	168	18	58	34. 5	150	22	55	36. 7	△ 18	△ 10.7	
西高方町	342	28	121	35. 4	301	32	122	40.5	△ 41	△ 12.0	
琴平	204	25	66	32.4	159	8	65	40. 9	△ 45	△ 22.1	
東高方町	247	32	59	23. 9	246	31	76	30. 9	△ 1	△ 0.4	
旭町	510	78	147	28.8	469	49	164	35. 0	△ 41	△ 8.0	
本道町	319	30	106	33. 2	252	21	86	34. 1	△ 67	△ 21.0	
宝門町	134	13	47	35. 1	130	18	44	33.8	△ 4	△ 3.0	
小安門団地	152	54	6	3. 9	121	26	9	7.4	△ 31	△ 20.4	
上鑓田	550	66	133	24. 2	508	61	150	29. 5	△ 42	△ 7.6	
中鑓田	155	20	46	29. 7	131	9	50	38. 2	△ 24	△ 15.5	

#### 【六郷地区-つづき】

(単位:人・%)

ケエトロ タ		平成	18年			平成	28年		比較		
行政区名	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	増減率	
下鑓田	132	13	43	32.6	110	6	49	44.5	△ 22	△ 16.7	
本館	140	17	34	24.3	124	8	42	33.9	△ 16	△ 11.4	
大荒田	149	21	38	25. 5	114	9	35	30.7	△ 35	△ 23.5	
浮池	99	15	29	29.3	82	6	34	41.5	△ 17	△ 17.2	
遠槻	87	7	25	28.7	75	8	26	34. 7	△ 12	△ 13.8	
野中	250	25	76	30.4	224	15	83	37. 1	△ 26	△ 10.4	
押切紀の国	218	16	64	29. 4	204	22	68	33. 3	△ 14	△ 6.4	
細筑	96	9	30	31.3	81	7	31	38.3	△ 15	△ 15.6	
雀柳	58	6	19	32.8	46	2	20	43.5	△ 12	△ 20.7	
北雀柳	28	0	10	35. 7	27	2	12	44.4	△ 1	△ 3.6	
関田	167	20	45	26. 9	145	12	58	40.0	△ 22	△ 13.2	
中村	94	7	32	34.0	62	2	26	41.9	△ 32	△ 34.0	
田の尻	139	15	46	33. 1	132	18	51	38.6	△ 7	△ 5.0	
一ツ屋	86	11	25	29. 1	73	8	27	37.0	△ 13	△ 15.1	
四天地	73	13	18	24. 7	52	7	15	28.8	△ 21	△ 28.8	
荒川	130	6	45	34.6	108	8	46	42.6	△ 22	△ 16.9	
七滝	88	7	29	33.0	59	3	19	32. 2	△ 29	△ 33.0	
四ツ屋	42	3	11	26. 2	34	2	14	41.2	△ 8	△ 19.0	
明田地(六郷)	66	7	11	16.7	62	6	19	30.6	$\triangle$ 4	△ 6.1	
作山※	212	27	82	38.7	202	20	79	39. 1	△ 10	△ 4.7	
計	7,081	845	2,042	28.8	6, 226	628	2, 186	35. 1	△ 855	△ 12.1	

※特別養護老人ホームのある行政区 作山地区

資料:住民基本台帳(各年3月31日)

行政区が再編された地区:新町、押切紀の国、細筑、中村

### 【仙南地区】

平成18年と平成28年の3月31日時点の人口を比較すると六郷字金堂地区が編入となった都野地区、中前郷地区、米ノ口地区以外の行政区で減少しています。最も人口減少率が高かったのは百目木地区27.8%(27人)次いで長岡森地区27.1%(23人)です。また、65歳以上の割合を比較すると、最も高かったのは、特別養護老人ホームのある御前地区50.0%、次いで上菻沢地区45.7%、最も低かったのは都野地区6.3%次いで森先地区14.8%となっています。

45.74.57.42		平成	18年			平成		比	較	
行政区名	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	増減率
後三年	327	37	115	35. 2	251	19	102	40.6	△ 76	△ 23.2
元村	179	17	60	33. 5	144	14	58	40.3	△ 35	△ 19.6
四ツ谷	85	8	27	31.8	68	10	21	30. 9	△ 17	△ 20.0
新田	66	4	18	27.3	53	7	14	26. 4	△ 13	△ 19.7
本田	134	12	34	25. 4	123	12	41	33. 3	△ 11	△ 8.2
下夕堰	68	4	20	29. 4	58	9	17	29. 3	△ 10	△ 14.7
菅谷地	55	6	13	23.6	47	3	15	31. 9	△ 8	△ 14.5
八卦・熊堂	168	23	44	26. 2	124	9	45	36. 3	△ 44	△ 26.2

## 【仙南地区-つづき】

(単位:人・%)

【四十五	<u> </u>	) C ]							(単位:人・	707
行政区名		平成	18年	orden.		平成	25-45-101-1	比	較	
10004	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	年少人口	老年人口	65歳以上の 割合	人口	増減率
石柳	173	21	53	30.6	141	11	47	33.3	△ 32	△ 18.5
笹巻	150	17	47	31.3	127	7	51	40.2	△ 23	△ 15.3
大久保	104	9	35	33. 7	89	10	37	41.6	△ 15	△ 14.4
万願寺	148	18	43	29. 1	134	17	50	37. 3	△ 14	△ 9.5
釜蓋	73	14	21	28. 8	67	9	22	32.8	△ 6	△ 8.2
今泉	344	42	91	26.5	290	29	94	32.4	△ 54	△ 15.7
百目木	97	11	29	29. 9	70	2	29	41.4	△ 27	△ 27.8
上千小町田	161	18	54	33. 5	127	12	52	40. 9	△ 34	△ 21.1
下千間谷地	104	10	32	30.8	89	8	34	38. 2	△ 15	△ 14.4
町田	134	11	41	30.6	115	15	35	30. 4	△ 19	△ 14.2
御前※2	313	24	142	45. 4	276	27	138	50.0	△ 37	△ 11.8
上菻沢	41	4	14	34. 1	35	3	16	45.7	△ 6	△ 14.6
下菻沢	137	16	36	26.3	123	12	36	29.3	△ 14	△ 10.2
山本	243	27	71	29. 2	209	16	73	34. 9	△ 34	△ 14.0
谷地川	143	18	43	30. 1	118	9	45	38. 1	△ 25	△ 17.5
中島・藤原	124	6	47	37. 9	110	8	48	43.6	△ 14	△ 11.3
橋本	204	28	56	27.5	191	23	58	30.4	△ 13	△ 6.4
鶴水	170	22	46	27. 1	166	30	50	30. 1	△ 4	△ 2.4
上中野町	109	19	28	25. 7	83	5	32	38.6	△ 26	△ 23.9
下中野町	135	15	36	26. 7	129	14	34	26.4	△ 6	△ 4.4
佐野	185	18	58	31.4	158	13	58	36. 7	△ 27	△ 14.6
天神堂	296	28	85	28. 7	262	28	100	38. 2	△ 34	△ 11.5
扇田	122	16	35	28. 7	98	4	37	37.8	△ 24	△ 19.7
南町	232	20	67	28. 9	218	35	70	32.1	△ 14	△ 6.0
上深井	346	37	107	30. 9	311	30	101	32.5	△ 35	△ 10.1
駅前	320	41	92	28.8	267	27	88	33.0	△ 53	△ 16.6
都野※1	10	0	4	40.0	95	31	6	6.3	85	850.0
後三年鴻声の里	60	0	13	21.7	52	0	18	34.6	△ 8	△ 13.3
川原保	57	7	20	35. 1	49	4	17	34. 7	△ 8	△ 14.0
中関	131	10	36	27.5	121	11	35	28.9	△ 10	△ 7.6
谷地中(金沢)	97	13	31	32.0	76	5	31	40.8	△ 21	△ 21.6
森先	35	3	6	17. 1	27	2	4	14.8	△ 8	△ 22.9
上前郷	50	6	12	24.0	38	2	11	28. 9	△ 12	△ 24.0
中前郷	107	11	28	26. 2	108	18	34	31.5	1	0.9
下前郷	62	5	20	32.3	54	6	19	35. 2	△ 8	△ 12.9
米ノ口	68	7	24	35. 3	73	9	24	32. 9	5	7.4
茨島	110	15	26	23.6	96	12	27	28. 1	△ 14	△ 12.7
石神	324	42	95	29. 3	279	26	93	33. 3	△ 45	△ 13.9
野際	321	39	90	28.0	283	40	91	32. 2	△ 38	△ 11.8
明田池 (仙南)	56	6	12	21.4	54	6	20	37.0	△ 2	△ 3.6
上野荒町	151	16	42	27.8	115	11	34	29.6	△ 36	△ 23.8
下野荒町	285	45	60	21.1	276	44	75	27.2	△ 9	△ 3.2
篭林	205	29	56	27. 3	175	15	66	37. 7	△ 30	△ 14.6
寺田	172	27	39	22.7	146	14	47	32.2	△ 26	△ 15.1
長岡森	85	10	28	32.9	62	8	25	40.3	△ 23	△ 27.1
計	8,076	912	2, 382	29.5	7,050	751	2, 425	34. 4	△ 1026	△ 12.7

※1都野はH20に六郷字金堂が編入。※2特別養護老人ホームのある行政区 御前地区 資料:住民基本台帳(各年3月31日) 行政区が再編された地区:八卦・熊堂、石柳、笹巻、今泉、上千間谷地、山本、谷地川、中島・藤原、橋本、御前、天神堂、上深井、駅前、野際、寺田

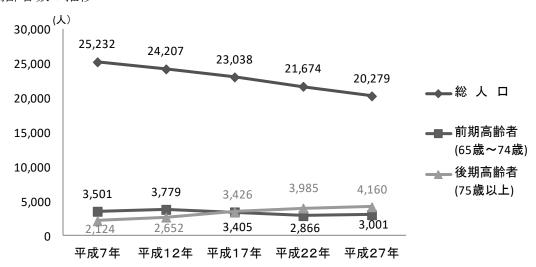
## 2 地域福祉の現状

#### (1) 高齢者の現状

総人口が減少している中で、高齢者(65歳以上)の人口は増えています。 65歳から74歳未満の高齢者(以下、「前期高齢者」という)と75歳以上 の高齢者(以下、「後期高齢者」という)は、平成7年に前期高齢者数が3, 501人、後期高齢者数が2,124人であったが、平成17年には前期高齢 者が3,405人、後期高齢者が3,426人で前期高齢者数を上回っていま す。

また、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は増え、うち高齢者のみの世帯が平成12年には815世帯、平成27年には1,185世帯となり、370世帯の増加となっています。

#### ■高齢者数の推移



■高齢者世帯数の推移

(単位:戸)

<u> </u>	• // • //						
	An III III MA	高齢者(65歳以	うち高齢者のみの世帯				
区分	一般世帯数	上)のいる世帯	高齢者単身	高齢者夫婦の			
		工) 0/4 9 巨川	世帯	みの世帯			
平成12年	6, 283	4, 261 (67. 8%)	815 (13. 0%)				
十成12年	0, 200	4, 201 (07. 0%)	375 (6. 0%)	440 (7.0%)			
亚出 7年	C 20F	4 400 (60 00/)	999 (1	5. 8%)			
平成17年	6, 305	4, 400 (69. 8%)	451 (7. 1%)	548 (8. 7%)			
亚出 0 0 年	C 0C1	4 200 (70 10/)	1,003	(16. 0%)			
平成22年	6, 261	4, 388 (70. 1%)	504 (8.0%)	499 (8.0%)			
亚出 0.7年	C 110	4 909 (71 60/)	1, 185 (19. 4%)				
平成27年	6, 118	4, 383 (71. 6%)	605 (9. 9%)	580 (9. 5%)			
	•		( \\frac{1}{2\frac{1}{2\frac{1}{2}}}	业, 日熱細木)			

(資料:国勢調査)

#### (2) 介護保険の現状

平成27年の介護保険の認定者数は、1,419人で平成18年と比較する と252人(21.6%)増加しています。

平成27年の要介護認定者数は、生活するうえで、部分的に手助けが必要な状態の要介護1が276人(19.5%)と最も多く、次いで要介護2の256人(18.0%)となっています。また、平成18年と比較すると全てにおいて介護が必要な状態の要介護4が52人(29.3%)、要介護5が24人(12.6%)増えています。

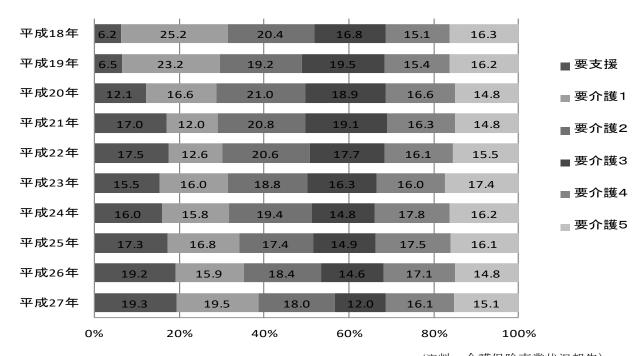
#### ■介護認定者数の推移

(単位:人)

区 分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	計
平成 18 年	72	294	238	196	177	190	1, 167
平成 19 年	76	270	224	227	179	188	1, 164
平成 20 年	141	193	245	220	193	173	1, 165
平成 21 年	194	136	237	218	186	169	1, 140
平成 22 年	204	147	240	206	188	180	1, 165
平成 23 年	186	192	226	196	192	210	1, 202
平成 24 年	201	198	243	186	223	204	1, 255
平成 25 年	226	219	228	195	229	210	1, 307
平成 26 年	264	219	253	200	235	203	1, 374
平成 27 年	274	276	256	170	229	214	1, 419

(資料:介護保険事業状況報告 (各年4月末))

#### ■介護認定の割合



(資料:介護保険事業状況報告)

## (3) 障害福祉の現状

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、知的障害者手帳の所持者は増加 傾向にあります。

#### ■身体障害者手帳所持者の推移

(単位:人)

種別	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
視 覚	96	99	96	94	93
聴覚平衡	115	112	107	103	101
音声言語	8	10	7	8	6
肢体不自由	947	982	1,012	990	958
内 部	238	239	250	263	261
合 計	1, 404	1, 442	1, 472	1, 458	1, 419

(資料:秋田県身体障害者基礎調査(各年3月末))

(単位:人)

等級	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
1級	360	373	387	374	361
2級	323	332	323	333	320
3級	307	271	282	280	276
4級	255	303	326	318	316
5級	84	87	82	80	77
6級	75	76	72	73	69
合計	1, 404	1, 442	1, 472	1, 458	1, 419

(資料:秋田県身体障害者基礎調査(各年3月末))

#### ■知的障害者手帳所持者の推移

(単位:人)

7	判定	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
	A	90	89	91	94	94
	В	62	67	70	74	82
-	合計	152	155	161	168	176

(資料:秋田県知的障害児(者)現況調査(各年3月末))

#### ■精神障害者手帳所持者の推移

(単位:人)

	11 1/2   1   1	12			V 1 1— 7 17
手帳	平成24年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
1級	22	22	29	31	30
2級	50	53	50	50	53
3級	15	18	19	24	23
合計	87	93	98	105	106

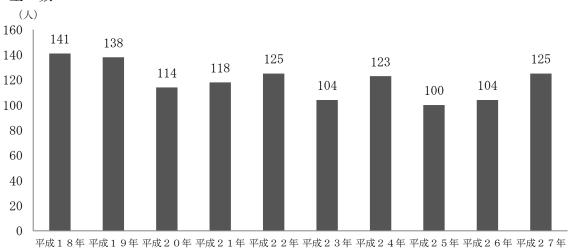
受給者証	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
所持者数	175	182	202	219	222

(資料:福祉保健課(各年3月末))

#### (4) 児童福祉の現状

出生数は、平成18年が141人、平成19年は138人でしたが、平成20年 以降120人前後で推移しています。

#### ■出 生 数



(資料:住民生活課)

#### ■子どものいる世帯の状況

(単位:世帯)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
子どものいる世帯	1, 350	1, 303	1, 246	1, 211	1, 147
ひとり親世帯	271	274	269	271	260

(資料:福祉保健課調)

#### ■認定こども園

就学前の子どもを対象とし、各地区に千畑なかよし園、六郷わくわく園、仙南すこや か園を設置し、子どもの健全育成を図っています。利用者数は概ね減少しています。

(単位:人)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成27年
箇所数	3	3	3	3	3
定員数	920	920	920	920	920
利用者数	615	587	567	550	550
利用者数/定員数	66.8	63.8	61. 6	59.8	59.8
保育士·教諭等職員数	119	123	123	125	127

(資料;福祉保健課調)

#### ■小学校

平成25年4月に千畑地区、仙南地区の小学校が統合し各地区に1小学校となっています。 児童数は概ね減少しています。 (単位:人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
箇所数	6	6	3	3	3
児童数	1,006	978	958	934	899
教諭等職員数	89	97	74	73	71

(資料;学校統計一覧)

#### ■中学校

平成24年4月に統合し1中学校となっています。児童数は概ね減少しています。

(単位:人)

					(1   = 1 / 1/
区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
箇所数	3	1	1	1	1
児童数	543	539	525	520	497
教諭等職員数	55	38	36	36	34

(資料;学校統計一覧)

#### ■放課後児童クラブ 施設利用者数

各地区に1施設あり、平成27年度より利用対象者を小学1年から3年を6年までに拡大を図り、共働きの親が安心して働ける環境づくりを図っています。

(単位:人)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
箇所数	3	3	3	3	3
定員数	120	120	120	130	220
利用者数	124	124	121	131	192
利用者数/定員数	103. 3	103. 3	100.8	100.8	87. 3
指導員等の職員数	10	11	11	15	18

(資料:福祉保健課調)

## ■もとだて児童館(~平成25年度)・ みさとこども館(平成26年度~) 小学生までの児童を対象に健全育成のための事業を行っています。平成26年度からは場所

をみさとこども館に移転し事業を行っています。

(単位:人)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
箇所数	1	1	1	1	1
児童数	1, 343	1, 376	1, 261	816	719
指導員等の職員数	3	3	3	3	3

※児童数は事業の参加者をいう。

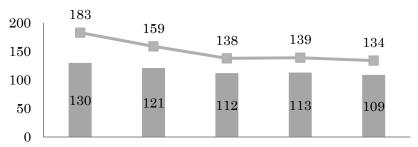
(資料:福祉保健課調)

#### (5) 生活保護の現状

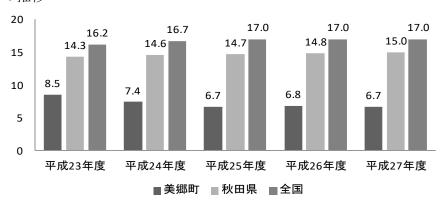
本町の生活保護の受給数は、平成27年度109世帯134人となっています。 保護率は、平成27年度6.7%で全国17.0%、秋田県15.0%を下回っています。

また、被保護世帯の世帯類型別で最も多いのは、高齢者世帯79世帯で、うち単身世帯73世帯、2人以上世帯が6世帯となっています。

#### ■保護世帯数と保護人員の推移



#### ■保護率の推移



※保護率(人口千対)は、人口に占める保護人員数の割合に1,000乗じて算出した数値

#### ■被保護世帯の世帯類型別の状況 (平成27年度平均)

(単位:世帯)

区 分	単身世帯	2 人以上世帯
高齢者世帯	73 (66. 97%)	6 (5.51%)
母子世帯	_	2 (1.84%)
傷病・障害者世帯	13 (11.93%)	6 (5.51%)
その他の世帯	5 (4.59%)	3 (2.75%)
計	91 (83.49%)	18 (16.51%) **
保護世帯数	10	09

※平均値のため必ずしも計は一致しない。

(資料:秋田県)

# 3 地域資源の状況

## (1) 社会福祉施設等の状況

## 高齢者福祉·介護事業所等

施設または介護サービスの種類	事業所数
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3
介護老人保健施設	1
通所介護 介護予防通所介護	6
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	1
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	7
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	7
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	4
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	1
地域密着型 特定施設入居者生活介護	3
訪問介護 介護予防訪問介護	1 2
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	1
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	2
訪問看護 介護予防訪問看護	2
介護予防支援事業	1
居宅介護支援	5
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	2
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	3
有料老人ホーム	6

## 児童福祉・子育て支援事業所等

施設の種類	事業所数
認定こども園	3
小学校	3
中学校	1
放課後児童クラブ	3
みさとこども館	1

## 障害者支援事業所等

障害福祉サービスの種類	事業所数
居宅介護・重度訪問介護	7
同行援護	1
行動援護	2
生活介護	3
自立訓練 (生活訓練)	1
就労継続支援 (B型)	2
短期入所	5
共同生活援助 (グループホーム)	3
施設入所支援	1
移動支援事業	3
地域活動支援センター事業	1
訪問入浴サービス事業	1
日中一時支援事業	3

## (2) 社会福祉団体等

- ○民生委員・児童委員、主任児童委員
- ○障害者相談員
- ○社会福祉協議会福祉委員
- ○ボランティア連絡会
- ○みさぽーと
- ○みさと地域見守りチーム

## 第3章 地域福祉施策推進の方向

## 1 基本理念

#### 第2次美郷町総合計画

#### 美郷町まちづくりの将来像

いやしの郷・にぎわいの郷 豊かさを実感できるまち 美郷

みんなで さっとずつ もっと いい町へ

**いやしの郷** 毎日の生活で心の安らぎを感じることができ、住んでよかった、住みつづけたいと思える郷

**にぎわいの郷** 活動やまちづくりに参画し、活発な人の流れとつながりが生まれる郷

**豊かさを実感できるまち** 豊かな自然や文化、暮らしなどを再認識し、『わが町美郷』に誇りを持てるまち

#### まちづくりの目標

生活がうるおう 一 快適さを実感できるまち

**自然がかがやく** 一 豊かな環境がひろがるまち

**心身がやすらぐ** — 豊かな心で健やかに過ごせるまち

喜びがひろがる 一 豊かで活力を生み育むまち

人が**ふれあう** 一 交流でにぎわいと笑顔あふれるまち

活力がうまれる 一 活力と働くよろこびが満ちるまち

**共助がねづく** 一 快適で安全・安心に暮らせるまち

協働ですすむ 一 安定した行政経営のまち

## 基本理念「地域福祉力の向上」

第2次美郷町総合計画における町づくりの将来像は、「いやしの郷・にぎ わいの郷 豊かさを実感できるまち 美郷」と定めています。いやし・にぎ わい・豊かさの実感は、自助・互助・共助・公助の推進からも見出すことが できます。かつては地縁的なつながりにより、互助、共助が保たれてきまし たが、結び付きの弱まりに伴い、社会生活上の困難が増加してきました。制 度では提供できない、支援できない多種多様な地域のニーズをどのようにし て拾い、解決にむけていくか、大きな課題となっています。「地域福祉」と はその地域に住むみんなのしあわせのことです。今般、一億総活躍社会づく りが進められています。若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある方 も、一人ひとりが家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいのもてる 社会の実現を目指すものです。地域福祉においても、誰もが自分らしく活躍 できる地域コミュニティを育成し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、公的 な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社 会」の実現を目指します。そのためには、「他人事」になりがちな地域づく りを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作るとと もに、福祉行政では、地域づくりの取組の支援と、関係機関へのつなぎを含 めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていかなければなりません。 誰もが住みなれた地域で、自分らしく、安心して生活を続けることができる よう、「地域福祉力の向上」を理念に掲げ、支え合いの地域づくり(地域コ ミュニティづくり)を進めます。

## 地域コミュニティ(自助・互助・共助・公助)

地域で援護を必要とする人やその家族が、住みたい地域で生活を続けることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び合った支え合いの地域社会。

自助:個人や家族が自らの力で問題を解決すること

互助: 隣近所をはじめ地域が連携して生活課題を解決すること

共助:制度化された相互扶助 公助:公的サービス、社会福祉

#### 2 基本目標

新たな社会問題への対応も含め、複雑多様化する住民のニーズに的確に対応 できる地域社会の形成が大切です。そのため、福祉行政の役割がますます重要 になるとともに、理念に掲げた「地域福祉力の向上」は、地域住民の自主的な 助け合いが、最も重要で効果的な手段であるといことも疑う余地はありません。 そして、その具体的推進に際しては、多種多様な主体の関わりが必要不可欠で あるともいえます。住民や地域ニーズの正確な把握や意思や個人の権利の保障、 ひとり親家庭や障がいのある方を含めた包括的な支援と子育てにかかる支援、 生活困窮者等の自立の支援など要援護者支援のための総合的なケア体制を目 指し、住民や事業者、関係機関、団体等へ働きかけるとともに、資源の有効活 用、不足している資源、サービスの創出などについても調整を図っていくこと が大切と考えます。「福祉課題の解決を地域が担う」「制度の狭間への取組」 「地域包括ケアシステムの構築」といった方向性を具体化するためには、従来 からの個別対応に加え、総合的かつ中長期的にわたって取り組むしくみを定着 させていくことが欠かせません。こうした観点から、計画を推進するための「ひ とづくり」「拠点づくり」「ネットワークづくり」を構想し、「つながり」を もった取組を推進するため、次の3点を基本目標として重点的に取り組みます。

#### ○セルフケアの推進(ひとづくり)【自助】

一人ひとりが、地域に関心をもち、「他人事」になりがちな地域づくりを「我が事」として捉え、自分を見つめ、自分に何ができるかを考えることができるよう、自立を支援しスキルアップを図ります。

#### ○地域包括ケアの推進(拠点づくり)【互助】【共助】

子どもはもちろん、高齢者も障がいのある方も、誰もが安心して自分らしく 生活するために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら活躍でき る地域コミュニティを育成し、地域包括ケアの体制を推進していきます。

#### ○地域共生社会の推進(ネットワークづくり)【互助】【共助】【公助】

全ての住民の健やかな暮らしを守り「地域共生社会」を実現させるために、 地域づくりの取組の支援と、関係機関へのつなぎも含めた「丸ごと」の総合相 談支援の体制整備を進め、地域福祉力の向上を推進していきます。

## 地域福祉推進の理念(住民参加のめざすべき姿)

- 住民参加の基盤づくり
- 共に生きる社会づくり
- 男女共同参画
- 福祉文化の創造

※平成14年 社会保障審議会福祉部会

# 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康 を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービ スが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制

※平成21年3月 「地域包括ケア研究会報告書~今後の検討のための論点整理~」)

# 3 取組の方向性

基本目標	重点施策	取組の方向性
セルフケアの推進 (ひとづくり)【自助】 一人ひとりが、地域に関心を もち自分を見つめ、「他人事」に なりがちな地域づくりを「我が 事」として捉え、自分に何がで きるかを考えることができるよ う、自立を支援しスキルアップ を図ります。	人材育成 住民参加の促進	自己研鑽の推奨 自己決定と意思決定の支援 相談支援体制の充実 福祉教育の推進 社会参加の支援・促進
地域包括ケアの推進 (拠点づくり) 【互助】【共助】 子どもはもちろん、高齢者も 障がいのある方も、誰もが安め して自分らいる住民が役割をも して自分らいるがらはるだめに 地域のあらいるがら活躍し、地域の表合いながら済って生活 ち、支え合いなが連携して生活 を支えるための地域包括ケアの 体制を推進していきます。	福祉サービスの充実 福祉サービスの適切な利用 の促進 新たな地域ニーズへの対応 生活困窮者等対策	サービス基盤の整備 サービスの質の向上 関係機関の連携の推進 多職種連携・他世代交流・多機能型拠点 情報提供体制の整備 相談窓口のワンストップ化 インフォーマルな活動の推進 権利擁護事業の推進 新たな支援策の開発
地域共生社会の推進 (ネットワークづくり) 【互助】【共助】【公助】 全ての住民の健やかな暮らしを守り「地域共生社会」を実現させるために、地域づくりの取組の支援と、関係機関へのつなぎも含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域福祉力の向上を推進していきます。	連携 団体育成 災害時体制整備 生活環境整備 社会福祉を目的とする事業 の健全な育成	地域の見守り体制 多職種・多業種・地域の連携 地域福祉に関連する人材の育成 NPO、ボランティア団体等育成 要援護者支援対策(個別台帳) 避難行動支援計画(個別計画) バリアフリー化の推進

#### 4 施策の具体的方向性

#### 高齢者福祉

## 「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり」

- 1. 介護サービス基盤の整備
- 2. 介護サービスの質の向上
- 3. 介護予防の推進
- 4. 認知症施策の推進
- 5. 地域包括ケアシステムの構築
- 6. 高齢者の積極的な社会参加の推進
- 7. 介護保険対象外サービスによる支援

## 障害者福祉

#### 「住み慣れた地域で自分らしい生き方ができる社会の実現」

- 1. 身近で気軽に支援を受けることができる体制づくり
- 2. いきいきと社会参画できる環境づくり
- 3. 共に生きる環境づくり
- 4. 自己決定と意思決定の支援
- 5. 相談支援体制の充実
- 6. サービス提供体制の整備

## 児童福祉

## 「子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくり」

- 1. 子どもの心身の健やかな成長の支援
- 2. 子育て家庭をサポートする環境の整備
- 3. 地域の子育て力を強化する施策の充実
- 4. 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- 5. 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

## 生活困窮者等支援

## 「困難を抱えている家庭への適切な支援」

- 1. 身近な相談支援体制の充実
- 2. 相談窓口の機能の充実
- 3. アウトリーチ体制の構築

## 要援護者等支援

## 「要援護者等支援活動の推進」

- 1. 要援護者等個別調査の継続
- 2. 恒常的な要援護者の見守り
- 3. 災害時等緊急時の連絡体制の確立

## 第4章 地域福祉活動計画

## 1 計画策定の趣旨

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることは地域住民の共通の願いであり、住民自らが主体となって互いに助け合い、支えあい、生活を総合的に支援するための地域における充実・強化が求められています。この地域住民相互の助け合い・支えあいの地域づくりを住民一人ひとりが主体となって組織的にかつ継続性を持って取り組むための民間の活動・行動計画が「地域福祉活動計画」です。

美郷町社会福祉協議会では、「地域で暮らす誰もが安心して暮らせるまち(地域)づくり」を目指し、平成19年度を初年度とする「地域福祉活動計画」を策定しました。平成28年度に「第2期地域福祉活動計画」が終了することから、地域における活動状況や課題等の把握・検討を行うとともに、町が策定する行政計画「第2期地域福祉計画」(平成28年度~平成33年度)との整合性を図り、一体的に「第3期地域福祉活動計画」を策定しました。

## 2 取り組みの体系

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活を続けることができるよう6つの取り組み目標により、支えあいの地域づくり(地域コミュニティづくり)を目指します。

## 基本目標「セルフケアの推進」

地域における出会いとつながりの場をつくり交流活動を活性化させ、 地域において「絆」や「つながり」を持ち続けることができるよう、 一人ひとりが地域に関心を持ち、自立生活を営む力・お互いを支えあ う力の理解を深めます。

- ○取り組み目標1 「地域福祉を支えるひとづくり」
- ○取り組み目標2 「住民参加ふれあい支援」

#### 基本目標「地域包括ケアの推進」

誰もが安心して安全に暮らせるために、福祉サービスの適切な利用ができる体制づくりを進めます。

相談関係機関の情報共有により相談ネットワークシステム体制の充実強化、顔の見えるつながりあえる多職種協働による支援体制の連携システムづくりを進めます。

- ○取り組み目標3 「安心な暮らしを支える体制づくり」
- ○取り組み目標4 「地域福祉トータルケア推進事業の強化」

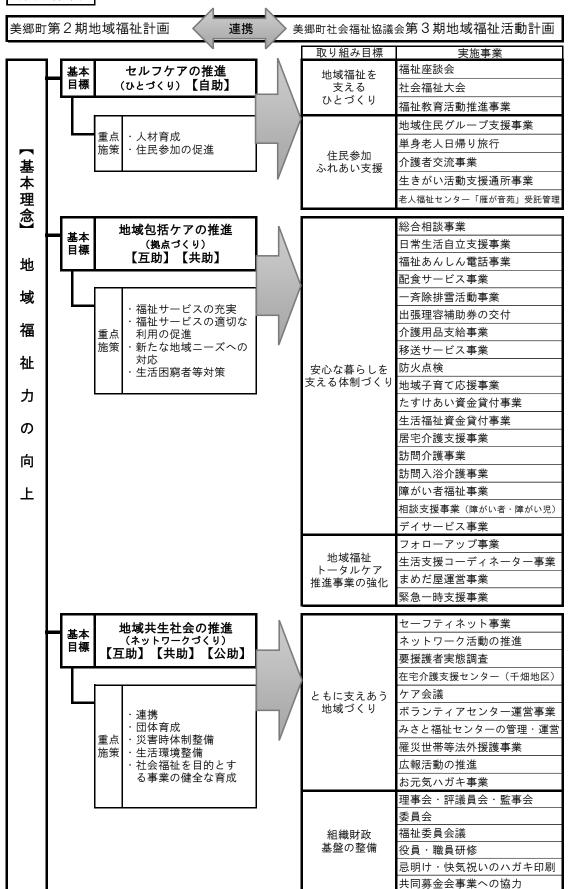
## 基本目標「地域共生社会の推進」

ネットワーク活動を基盤にアウトリーチ(地域に出向く)を徹底し、 住民同士がその解決に向けた新たな生活支援活動を開発・行動できる 体制の取り組みを強化します。

地域での「気づき」を「つなぐ」見守り支えあい活動を強化し、地域・住民・関係機関の協力による災害支援ネットワーク機能の強化を図ります。

- ○取り組み目標5 「ともに支えあう地域づくり」
- ○取り組み目標6 「組織財政基盤の整備」

#### 計画の体系図



# 3 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が実施している事業や今後実施を計画する取り組みごとに、その具体的な内容や年次計画・財源・主な協働体制は次のとおりです。

#### ◆財源について

自主……社会福祉協議会会費や寄附金、介護保険事業収入などを基に実施する事業

共配……赤い羽根共同募金の配分金を基に実施する事業

受託……町や県社会福祉協議会からの受託を受けて実施する事業

補助……町からの補助金で実施する事業

◆年次計画について : 実施→、 検討◎、 見直し△、 廃止■

## 基本目標 : セルフケアの推進

#### 取り組み目標 1 : 地域福祉を支えるひとづくり

No.事業名	1	福祉座談会									
事業内容	地域住民と膝を交えながら地域の問題・課題等について話し合い、地域における生活課題の把握に努めるとともに、社会福祉協議会事業への理解を深め地域福祉活動の充実を図ります。										
取り組み	国み 関心の持てる座談会チラシを作成し、地域の問題・課題を探りながら、住民の意見等を事業に反映するほか、社会福祉協議会事業の理解促進を図っていきます。									意見	
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開	<ul> <li>福祉委</li> </ul>		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
<b>事</b> 耒展開	<ul><li>ふれあ</li><li>民生児</li></ul>	いサロン世話人 童委員	継続	$\rightarrow$	$\bigcirc \triangle \rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$		0		

No.事業名	2	社会福祉大会									
事業内容	大会を通し社会福祉協議会活動への理解を深め、支えあい共に生きるまちづくりの福祉意識の高揚を図ります。										) の
取り組み	新たな取り組みや趣向を凝らした内容を検討し、町民から参加してみたいと思われる充実した魅力ある大会を目指します。										
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
尹禾茂州	・全町民		継続	$\rightarrow$	$\rightarrow \bigcirc$	$\rightarrow$	$\rightarrow$		0		

No.事業名	3	福祉教育活動推	進事業								
事業内容	町内各学校のJRC活動を推進し協力、福祉意識の高揚を図ります。各学校へ福祉活動推進の助成金を交付します。										
取り組み	町内各校へ福祉教育活動促進のための助成金交付を継続します。 取り組み 福祉教育活動推進事業連絡協議会を通じ、学校との連携を強化し児童・生徒の福祉 意識の高揚を図ります。										<b>虽</b> 祉
		協働体制		4	年次計画	Í			財	源	
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
ず未成用	・小学校	・中学校 ・高等学校	継続	$\triangle \! \to \!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$		0		

# 取り組み目標 2 : 住民参加ふれあい支援

No.事業名	4	地域住民グルー	プ支援	事業							
事業内容		に助成金を交付し、だ とし、地域の高齢者の									
取り組み	介護予防に限らず、男女とも気軽に参加できるサロンを目指します。 提出書類やサロン運営のアドバイス等を行いリーダーの負担を軽減し、継続的なサロン活動ができるよう支援していきます。										
	協働体制 年次計画 財源										
	・サロン	世話人・町内会	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	<ul> <li>福祉委</li> </ul>	員 ・民生児童委員 防等関係機関	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0		0	

No.事業名	5	単身老人日帰り	旅行								
事業内容	単身老人 を図りま	を対象とした日帰りだす。 す。	旅行を写	実施 し、	仲間づ	ぶくりを	しなが	Ġ、:	お互い	へのる	を流
取り組み	移動困難	高齢者同士の交流を図り、地域での孤立を予防します。 多動困難な参加者も増えてきており、参加しやすい内容や開催場所・乗車場所を設 Eし、より多くの方が参加できるように実施します。									
		協働体制 年次計画 財源									
<b>本</b> 米 屈 間	#1 A 1	100.22.1.2	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・配食サービスボランティア ・居宅介護支援事業所		継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$		0		

No.事業名	6	介護者交流事業									
事業内容	在宅にお 交流によ	いて、要介護度4以 り親睦と心身のリフ	上の方を レッショ	を介護し ュを図り	ンている ) ます。	家族を	対象と	し、	介護	者同士	上の
取り組み	い事業を	象者の変動が多いうえ参加者も少なく、これまでの事業に代わるより参加しやす 事業を検討していきます。 護者が日程調整しやすいように周知方法を工夫し、参加者の増加を図ります。									
		協働体制		1	年次計画	Í			財	源	
		護支援事業所	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・訪問介 ・介護福 ・在宅介		継続	→⊚	$\rightarrow$	$\rightarrow \bigcirc$	$\rightarrow$			0	

No.事業名	7	生きがい活動支	援通所	事業							
事業内容	サービス	265歳以上の介護認定 を提供し、社会的孤 予防します。									
取り組み	3地区での実施を継続し、通所により要介護状態への進行を予防、安心・安全・無事故での事業を推進します。 利用者の相談に対応できるよう業務体制を整備します。										
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開	・町関係	機関 ・民生児童委員	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
尹未成用		護支援事業所 護支援センター	継続	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$			0	

No.事業名	8	老人福祉センター「	雁が音	苑」受	託管理						
事業内容		健康を増進し、教養さき生きとした生きがい					護状態	に陥.	るこ。	となく	` `
取り組み	高齢者の健康を増進し、教養を高め生きがい活動を支援します。 仙南地区の生きがい活動支援通所事業を継続実施します。										
		協働体制		4	年次計画	Í			財	源	
事業展開	・町関係	<b>黎</b> 問	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
于水风川	-1 KJ IV.1	/ <u>/</u> ////	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$			0	

# 基本目標 : 地 域 包 括 ケ ア の 推 進

# 取り組み目標3:安心な暮らしを支える体制づくり

No.事業名	9	総合相談事業									
事業内容	専任相談 9時30	所のあらゆる相談に応 後員7名を委嘱し、み 分から12時まで開 後関等と連携を図り、	さと福祉 設。必要	止センタ 要に応じ	マーを相 じて弁護	目談会場 复士によ	として る相談				
取り組み	各種専門 す。生活	か相談・弁護士相談・ 開職等との多職種連携 活困窮者や閉じこもり 目談者の支援を図りま	による§ ・若者 <i>0</i>	更なるネ	ネットワ	ークの	体制機				
		協働体制			年次計画	ij			財	源	
	・県町相割	談関係機関	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・町関係 ・民生児	機関 ・警察 ・弁護士 童委員 ・ハローワーク ポートステーション	継続	<b>→</b>	→⊚	<b>→</b>	$\rightarrow$	0	0		

No.事業名	10	日常生活自立支援	事業								
事業内容		]が弱まってきた高齢 <sup>2</sup> -行ない、住み慣れた!									
取り組み	実施方式変更(基幹的社会福祉協議会から市町村社会福祉協議会への移行)に伴い、「福祉生活サポートセンター」設置に向け移行作業を不備なく進め、利用者預貯金の適正な業務管理を徹底します。 対応困難な利用者や多額の預貯金等を有している利用者については、市民・成年後見制度へスムーズに移行できるよう関係機関と連携を図ります。										
		協働体制		1	年次計画	ij			財	源	
	. 胆壮今;	福祉協議会	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・福祉施 ・民生児	設	実施 方 変 更	$\triangle \rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0		0	

No.事業名	11	福祉あんしん電	話事業	į							
事業内容	制での相	・高齢者世帯・身障 間談や必要に応じ消防 で支援します。									
取り組み	協力員・民生児童委員・介護支援専門員・消防署・県社会福祉協議会等と連携を密にしながら対応し、設置者の安心安全な暮らしを支援します。										
		協働体制		4	年次計画	Î			財	源	
	<ul> <li>民生児</li> </ul>	童子 ・協力員	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・県社会 ・消防 ・	電社協議会 警察 ・町関係機関 護支援事業所	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$			0	

No.事業名	12	配食サービス事	業								
事業内容		fなうことが困難な高i Rを行ないます。	齢者等を	を対象に	二、栄養	バラン	スのと	れた	食事の	の提供	供と
取り組み	栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、ふれあいと安否確認を意識した配達により見守り活動の強化を図ります。										
		協働体制		1	年次計画	Ú			財	源	
	・町関係	機関 ・民生児童委員	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	<ul><li>配達ボ</li><li>居宅介</li></ul>	ランティア 護支援事業所 護支援センター	継続	→⊚	→⊚	$\rightarrow \bigcirc$	$\rightarrow \bigcirc$			0	

No.事業名	13	一斉除排雪活動	事業								
事業内容		世帯等を対象に学校 動を行い、高齢者が します。									
取り組み	新規企業団体の参加を図りながら学校・地域住民・福祉施設・企業等関係機関の協力のもと、事故ゼロ・怪我ゼロの世代を超えた地域支えあい活動として実施します。										
		協働体制			年次計画	ij			財	源	
****		・高等学校	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	<ul><li>民生児!</li><li>ボラン!</li><li>老人ク!</li></ul>	ティア ・町内企業団体	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			0

No.事業名	14	出張理容補助券	の交付								
事業内容	在宅の寝 援します	たきり者を対象に、行っ。	<b></b>	寺を図る	らべく理	容補助	券を交	付し	在宅分	介護を	を支
取り組み	理容組合援します	理容組合の協力を得ながら協力店を増やし、利用者の利便性を図り、在宅介護を支 受します。									
		協働体制 年次計画 財源									
事業展開	・理容組を	<b>≙</b>	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
**************************************		護支援事業所	継続	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$		0		

No.事業名	15	介護用品支給事	業								
事業内容	在宅の要 護してい す。	「介護4・5の方や特別 る家族を対象に紙おる	別障がい むつ及て	ヽ・障カ び尿取り	い児福	祉手当 を支給	が支給し、在	され <sup>*</sup> 宅介	ている 護を3	る方を 支援し	を介しま
取り組み		各事業所の介護支援専門員・介護用品業者との連携を密にし、もれなく支給し、在 宅生活を支援します。									
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
争未成所	<ul><li>居宅介護支援事業所</li></ul>	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$			0		

No.事業名	16	移送サービス事	業								
事業内容	福祉車輌ます。	でなければ移動でき	ない方の	□家族^	移送車	「輌を貸	出し、	移動の	の支持	爰を図	<b>図り</b>
取り組み	安心して利用できるよう車輌や車イスの点検整備を徹底し、寝たきり者等の移動の支援を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
子水展所	・居宅介	護支援事業所	継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	17	防火点検									
事業内容	単身老人 援します	、世帯を対象に、防火込	週間に信	并せ消防	お署員と	点検を	行い、	安全	な暮ら	うしを	支
取り組み	消防署員と協力し、火災予防に努めると同時に緊急情報キット「みさと安心パック」の大切さを訪問先へ伝え、記載内容等の確認を行い、安全な暮らしを支援します。										
		協働体制		4	年次計画	Ĭ			財	源	
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
<b>ず</b> 未成用	• 消防		継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$		0		

No.事業名	18	地域子育て応援	事業								
事業内容		への子育て支援と社会 りを推進するため助り				か、ま	た、つ	なが	りのさ	ある均	也域
取り組み	若い世代へ社会福祉協議会をPRする機会とし、小学一年生に学用品を贈り、健やかな成長を見守り学校での生活を応援します。また、地域の状況について情報を収集し、よりよい支援のあり方を検討していきます。										
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
<b>尹</b> 未成開	・町関係	機関	継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	19	たすけあい資金	貸付事	業							
事業内容		所得世帯へ資金を一時ないます。	時的に負	貸付し、	民生児	宣委員	と協働	のも	と世帯	帯の勇	<b> </b>
取り組み	者と連携	活の負担にならない。 し世帯の更生を支援 活自立支援事業機関。	していき	きます。							関係 計。
		協働体制		4	年次計画	ij			財	源	
事業展開	・民生児	童委員	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
<b>ず</b> 未成用	・町関係 ・福祉事		継続	$\rightarrow$	$\stackrel{\uparrow}{\circledcirc}$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	20	生活福	祉資金貸	付事業								
事業内容			義会からの 更生を支援		乇。 低戸	行得世帯	等へ資	金貸付	の相談	談や日	申請受	受付
取り組み	秋田県社会福祉協議会・民生児童委員協議会との連携強化を図りながら、資金貸付による世帯の自立支援と償還につながる支援を継続していきます。生活困窮者自立 支援事業機関との連携を強化し、つなぎの支援体制を整備します。											
	協働体制 年次計画 財源											
事業展開	・民生児:	童委員 ・ ・	町関係機関	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
<b>事</b> 未成開		務所・ハロ福祉協議会	コーワーク	継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0		0	

No.事業名	21	居宅介護支援事	業								
事業内容	要支援・ とができ	要介護状態になったするよう配慮し、自立に	場合です こ向け <i>†</i>	5、可能 と介護サ	らな限り トービス	居宅に、計画の	おいて 作成を	日常:	生活? ます。	を営む	
取り組み	地域づくりや多職種協働による生活支援など介護サービス以外の事業とも連携しながら、利用者が住みなれた地域で自分らしい生活ができるよう支援体制の充実を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
尹未政用	・町関係を民生児	機関 ・介護関係事業所 童委員	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	22	訪問介護事業									
事業内容	介護保険 居宅にま 援します	の理念に基づき、適らいて、その有する能。 - 。	辺な生活 力に応し	舌援助・ ご自立し	身体介 ンた日常	`護を行 '生活を	い、利 営むこ	用者; とが <sup>*</sup>	が可能 できる	能な例るよう	<b>見り</b> う支
取り組み	ができるよう支援体制の充実を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・町関係	機関 ・介護関係事業所 童委員	継続	$\bigcirc\!$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	23	訪問入浴介護事	 業								
事業内容		が困難な要介護状態 いて、その有する能。 -。									
取り組み	質の高いサービスの提供を行い、安心・安全・無事故での事業を推進します。 地域づくりや多職種とも連携しながら、利用者が住みなれた地域で自分らしい生活 ができるよう支援体制の充実を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
				30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・町関係	機関 ・介護関係事業所 童委員	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	24	障がい者福祉事	業								
事業内容	スを活がま活 り生活がま活 生活がまま	大総合支援法の理念に 、利用者が可能な限 さむことができるよう、 者を対象に訪問入浴 をホームヘルプサービ フ・日常生活に関する	り居宅に り居宅に を実施。 マ事業に	こおいて 介護・家 身体の こより、	て、その マ事援助 衛生保 65歳	有する に 持、 心 よ り し と 力 に よ り し し し し し り し り し り し り し り し り	能力に 支援 身機 自立 単	応まの維える	自立、	したり	日常と図
取り組み	質の高いサービスの提供を行います。 地域づくりや多職種とも連携しながら、利用者が住みなれた地域で自分らしい生活 ができるよう支援体制の充実を図ります。										
		協働体制			年次計画	ij			財	源	
	• 町関係	機関	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開		関係事業所 者相談支援事業所 童委員	継続	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0		0	

No.事業名	25	相談支援事業 (阿	章がい者	・障がい	、児)						
事業内容		だ総合支援法と児童福 返し、常に利用者等の									
取り組み	地域づくりや多職種協働による生活支援などの事業とも連携しながら、利用者が住みなれた地域で自分らしい生活ができるよう支援体制の充実を図ります。										
		協働体制		4	年次計画	Ú			財	源	
	・町関係	<del></del>	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開		関係事業所 者相談支援事業所 童委員	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	26	デイサービス事	業								
事業内容		り要支援・要介護状! その有する能力に応									
取り組み	質の高いサービスの提供を行い、安心・安全・無事故での事業を推進します。 地域づくりや多職種とも連携しながら、利用者が住みなれた地域で自分らしい生活 ができるよう支援体制の充実を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
	・町関係	機関	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・介護関 ・民生児	係事業所	継続	$\bigcirc\!$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

# 取り組み目標 4 : 地域福祉トータルケア推進事業の強化

No.事業名	27	フォローアップ	事業								
事業内容	とともに	Sける生活福祉課題に こ、「社会福祉協議会 地域の福祉力を高め「	サポーク	ター」を	や中心に	生活支	援活動	の点			
取り組み	各ワーキンググループが目指す方向での無理のない活動を継続し、人づくり・地域づくりによる住民主体での福祉力向上へつなげていきます。「おたすけマン」や生活支援コーディネーター事業と併せ「新しい総合事業」における社会福祉協議会が取り組む生活支援活動の確立・推進を図っていきます。										
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開	• 社会福	祉協議会サポーター	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
<b>学</b> 未成而	・おたす・ボラン		継続	$\bigcirc \triangle \rightarrow$	$\triangle \rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0	0		

No.事業名	28 生活支援コーデ	ィネーター事業		
事業内容	生活支援コーディネーターを の仕組みの構築のため、地域 て支援します。			
取り組み	生活支援コーディネーターを の仕組みの構築のため、アウ み、多様な事業主体との地域	トリーチ※を行いながら地	2域生活課題の	<b></b> 型握に取り組
	協働体制	年次計画		財源
	<ul><li>・町関係機関 ・民生児童委員</li></ul>	29年度 30年度 31年度 32年	丰度 33年度 自主	共配 受託 補助
事業展開	・町内商店・企業等 ・ボランティア ・生活支援体制整備協議体	協議実施 ◎→ → −	→	0

※アウトリーチ=地域に出向いていく

No.事業名	29	まめだ屋運営事	業								
事業内容		〔軽に立ち寄ることが 〕屋」を設置し、生き							を活り	用した	Ċ
取り組み	建物の老朽化により安全面・衛生面において運営に支障が出てきたため、代替場所等も含め内容を検討し、誰もが気軽に立ち寄れる地域交流拠点として事業継続ができるよう体制を整備していきます。										
		協働体制		:	年次計画	ij			財	源	
<b>本</b>	・ボラン	ーーーー ティア	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	<ul><li>サーク。</li><li>町民</li></ul>		継続	$\bigcirc \triangle \rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\triangle \!$	$\rightarrow$	0	0		

No.事業名	30	緊急	一時支援事	業								
事業内容	生活困窮 付等のネ	君への ベットワ	緊急一時支援 ーク支援体制	として、	行政や 世帯の自	P関係機 目立を促	関と連 し支援	携した します	現物	支給 <sup>。</sup>	や緊急	急貸
取り組み	行政と情報を共有しながら連携し、現物支給や緊急貸付等が必要時に迅速に対応で きるよう商店や企業等の協力も得ながら支援体制を整備していきます。											
	協働体制 年次計画 財源											
中光足明	・民生児	童委員	• 町関係機関	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・町内商		・フードバン	継続	$\bigcirc$ $\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0	0		

#### 基本目標 地域共生社会の推進

# 取り組み目標 5 : ともに支えあう地域づくり

No.事業名	31	セーフティネッ	ト事業								
	分野を超 早期発見 認知症 S	療・福祉等の関係機関 えて密接に連携し、記 から支援につながる OSおたすけネット! 域全体で安心見守り	准もが多 (災害 フークに	安心・安 寺も含め こより、	ぞ全な暮 う)体制 認知症	らしが  を推進  になっ	できるします。	よう、	要担	爰護者	皆の
断り組み	トワーク 生活支援	OSおたすけネット! を推進します。 コーディネーター事! すけあいの安心生活の	業と併せ	せ、多様	様な事業		,		-		
		協働体制		4	年次計画	Í			財	源	
	<ul> <li>町関係が</li> </ul>	幾関 ・医療 ・福祉 ・	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	介護等関	系機関 ・町内商店企業 ・ボランティア等	継続	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0	0		

No.事業名	32	ネットワーク活	動の推	進							
事業内容	のもとに	の不幸も見逃さない運 に、高齢者世帯や支援 、※により、地域で自立	を必要る	とする世	世帯に対	する地					
取り組み	コミュニティソーシャルワーカーの積極的なアウトリーチ*を行いながら、近隣住民・関係機関・各種専門機関等との連携により、緊急時でも迅速に対応できる安心安全な地域ぐるみのネットワークの構築を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
	・民生児	童委員 ・福祉委員	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・町関係	·安心電話協力員等 機関 護支援事業所	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

※アウトリーチ=地域に出向いていく ※ネットワーク=見守りの網の目 ※コミュニティソーシャルワーカー=生活上の課題把握に努め、一人ひとりの課題解決に向けた生活支援を行う調整・推進役

No.事業名	33	要援護者実態調	査								
事業内容	民生児童 す。	【委員等の協力を得な	がら、男	更援護者	千の実態	調査及	びニー	ズの	把握り	こ努め	りま
	要援護者の実態及び生活課題の把握に努め、社会福祉協議会職員訪問による単身世帯実態調査と併せて最新の情報をデータ管理(福祉台帳)し、緊急時でも迅速に対応できる支援体制の連携を図ります。										
		協働体制		4	年次計画	ij			財	源	
事業展開	・民生児童委員     29年度     30年度     31年度     32年度     33年度     自主     共配     受託     補助										
尹未展用		護支援事業所	1 total 1								

No.事業名	34	在宅介護支援セ	ンター	(千畑地	(区)						
事業内容	提供を行 の解決に	談窓口として、在宅にい、サービスの提供が に向け、関係機関との 域の会館等で介護教 ます。	へつなる 連携を	ぎます。 図ります	また、	要介護	者の実	態調	査を行	行い情	問題
取り組み	地域包括ケアシステムの構築に伴う、関係機関との情報共有・連携に努め相談支援 体制を強化していきます。 多職種連携システムによる、顔の見える体制での多問題ケースや困難ケースの解決 に向けた会議の開催と情報共有の確立を推進します。										
	協働体制 年次計画 財源										
	. 町間な	※問 兄先旧会系号	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託金	補助金
事業展開		幾関 ・民生児童委員 冨祉・介護・障がい等	継続	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$			0	

No.事業名	35	ケア会議									
事業内容	討等の会	を健師・在宅介護支援 議を開催し、情報の選びア連絡会議の開催に います。	共有化を	と図り出	地域の間	題解決	に努め	ます。	,地块	或ケフ	ア会
取り組み	多職種連携システムによる、顔の見える体制での多問題ケースや困難ケースの解決に向けた会議の開催と情報共有の確立を推進します。問題ケース発生時に随時開催することのできる体制の強化を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
	· 町門月/交:	機関 ・民生児童委員	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開		機関・氏生児重安貝 福祉・介護・障がい等	継続	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$			0	

No.事業名	36	ボランティアセ	ンター	·運営事	事業						
事業内容		ンティア活動の調査 盤の充実を図り、積								ンティ	イア
取り組み	災害対応 ルを整備	後害対応を中心に、災害研修・防災教室や被災地支援等の経験を生かし、マニュアンを整備・活用しながら災害ボランティアセンター機能の充実強化を図ります。									
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開	・ボラン	•	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
7-7000011		<ul><li>打関係機関</li><li>農社会福祉協議会</li><li>継続</li><li>→</li><li>→</li><li>→</li><li>→</li><li>○</li><li>○</li><li>○</li></ul>									

No.事業名	37	みさと福祉セン	ター管	理・道	重営						
事業内容	を図り、	E民に対して各種相談に 地域活動の拠点とし 地域住民の安全を確信	ます。言	また、災							
取り組み	地域活動の拠点として、また災害時の福祉避難所として関係機関と連携を図り、福 み 祉コミュニティ※の推進を目指します。災害時において、安心して利用できるセン ター機能の整備強化を図ります。										
	協働体制 年次計画 財源										
事業展開	・町民		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
<b>学</b> 未及而	<ul> <li>・町関係機関</li> <li>継続</li> <li>→○</li> <li>→△</li> <li>→</li> </ul>										

※福祉コミュニティ=住民自らが積極的な福祉活動を行う地域社会

No.事業名	38	罹災世帯等法外	援護事	業							
事業内容	火災など	の羅災世帯へ見舞金	を贈り、	世帯の	)支援を	図りま	す。				
取り組み	災害情報 を支援し	《害情報が入り次第、規程に沿って遅滞なく罹災世帯に見舞金を贈り、世帯の更生 と支援します。									
		協働体制		3	年次計画	ij			財	源	
事業展開	・町関係	29年度     30年度     31年度     32年度     33年度     自主     共配     受託     補助							補助		
尹未成州	<ul><li>消防</li><li>警察</li></ul>		継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	39	広報活動の推進									
事業内容	サービス	「福祉だより」の発行なの情報を提供します。 「報」による情報を提供	朗読ス	ドランテ							
取り組み		主民に読みやすく内容が分かりやすい紙面づくりや、ホームページを活用した即時 りな福祉活動の情報発信を行います。									
		協働体制 年次計画 財源									
事業展開		_	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
1. 210,000,011	<ul><li>朗読ボ</li></ul>	ランティア	継続 △→ → → ○ ○								

№.事業名	40	お元気ハガキ事	業								
事業内容	業内容 単身老人世帯を対象に、高等学校・中学校・小学校・幼稚園の協力を得ながらハガ キにより見守りと交流を推進します。また、情報提供等も行います。										
取り組み	園児や児童生徒による季節が感じられる手作りのハガキにより、孫世代との異世代 交流を推進します。						世代				
		協働体制		4	年次計画	ij			財	源	
事業展開	. 44#E	・小学校・中学校	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
尹未成用	・高等学		継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$			0	

# 取り組み目標 6 : 組織財政基盤の整備

No.事業名	41	理事会・評議員	会・監	事会							
事業内容	社会福祉協議会事業の効果的な実践活動を展開し、法人活動の運営を行います。										
取り組み	社会福祉法人制度改革により、地域福祉活動を推進する組織として体制・基盤の強化に努め、適正な法人運営に努めていきます。										
		協働体制		4	年次計画	Ú			財	源	
事業展開	・県社会	福祉協議会	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
・町関係機関 ・県関係機関		幾関	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0		0	

No.事業名	42	委員会									
事業内容	委員会(総務運営・事業推進)、専門委員会(苦情解決委員会・生活福祉資金調査 事業内容 委員会及びたすけあい資金運営委員会、評議員選任解任委員会)を設置し、社会福 祉協議会の事業の現状と課題を精査し、評価・改善を行います。										
取り組み	社会福祉法人制度改革により、地域におけるニーズを的確に把握し一層の地域福祉 取り組みの充実を図るべく各委員会の体制・基盤の強化に努め、適正な社会福祉協議会の運営を行います。										
		協働体制		:	年次計画	ij.			財	源	
<b>事</b> 张 屈 問	旧九人	短划协举人	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
事業展開	・明性会	福祉協議会 機関	継続	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	43	福祉委員会議									
事業内容	事業内容 各地区に福祉委員を設置し、社会福祉協議会会員の増強推進や地域の福祉活動の推進を図るため、福祉委員会議を開催します。										
取り組み	社会福祉協議会と地域住民をつなぐパイプ役として活動する福祉委員の意識を高め 取り組み 社会福祉協議会活動への理解を深めてもらうため、分かりやすい会議を開催しま す。										
		協働体制		-	年次計画	ij			財	源	
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
・福祉委員		員	継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

No.事業名	44	役員・職員研修									
事業内容	対容 法人として専門性を高めるとともに、質の高い適切な福祉サービスの提供を目指し、多様な研修により役職員の資質向上と組織強化を図ります。										
取り組み	社会福祉法人制度改革に伴い、適切な法人経営や質の高い福祉サービスの向上を図 取り組み るため、専門知識の習得に努め、研修から得られた成果を地域福祉の推進に生かす よう努めます。										
		協働体制		4	年次計画	Î			財	源	
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
************************************		社会福祉協議会	継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	0			

№.事業名	45	忌明け・快気祝い	いのハ	ガキF	印刷						
事業内容											
取り組み	ホームページや福祉だよりを活用し、さらなる周知を積極的に行い利用の促進を図ります。					と図					
		協働体制		1	年次計画	Ú			財	源	
事業展開		29年度 30年度 31年度 32年度 33年度 自主 4					共配	受託	補助		
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\circ$			

№.事業名	46	共同募金会事業、	への協	力							
事業内容 共同募金がどのように地域福祉に役立っているかを周知するとともに、町民参画による『たすけあいの心』の醸成を推進します。											
取り組み	取り組み 赤い羽根共同募金の仕組みや募金の活用について、広報や福祉座談会において分かりやすく伝え、一層の協力と理解が得られるよう努めます。							か			
		協働体制		4	年次計画	ij			財	源	
事業展開			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	自主	共配	受託	補助
于 <b>从</b> 政师	・県共同	募金会	継続	$\rightarrow$	$\bigcirc\!$	$\rightarrow$	$\rightarrow$				

#### 1 町と社会福祉協議会との連携

この計画は、美郷町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。計画を推進するにあたって、町と社会福祉協議会は密な連携を図りながら、地域に根ざした取組みを推進していくよう努めます。

#### 2 計画の普及啓発

この計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、福祉のまちづくりを推進するためには、住民や関係団体などに計画の内容を理解していただき、町、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、自治会、地域活動団体、そして住民が協働することが必要です。セルフケア・地域包括ケアを推進し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会を目指した地域コミュニティを醸成できるよう、「広報美郷」や「みさと福祉だより」、ホームページなどを使って、積極的に計画の周知及び浸透を図ります。

### 3 計画の実践と進行管理

この計画は、社会経済情勢の変化や多様化する生活ニーズに的確に応えながら、効果的にかつ着実に推進しなければなりません。そのため、計画の推進に向けて、関連する障害福祉計画や高齢者福祉計画、子ども・子育て支援計画などと連携を図り、計画の進行管理を行っていきます。町の関係部署や社会福祉協議会が表裏一体となり、積極的に連携・調整を進めてまいります。また、計画の推進及び進行管理の体制として、随時、計画の進捗状況を把握・検証するとともに、取組を評価してまいります。あわせて、計画期間中に社会環境の変化や法制度の改正が生じた場合、必要な見直しを行っていきます。

#### 美郷町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第107条に基づく美郷町地域福祉計画 (以下「地域福祉計画」という。) の策定及び改訂を行うため、美郷町地域福祉計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 地域福祉計画の策定及び改訂に関すること。
  - (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 識見を有する者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が策定された日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 附 則

この訓令は、平成27年12月10日から施行する。

# 社会福祉法人美郷町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 美郷町における地域福祉活動の総合的推進及び社会福祉法人美郷町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の事業の充実・強化並びに体制を確立するため、美郷町が策定する美郷町地域福祉計画と緊密な連携を図りながら、美郷町社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画(以下「地域福祉活動計画」という。)を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置する。

(会務)

第2条 策定委員会は、本会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じて、地域福祉活動 計画の基本計画を策定し、会長に答申するものとする。

(組織)

- 第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。
  - 2 委員は、次に掲げる者の内から、会長が委嘱する。
    - (1) 識見を有する者
    - (2) 医療関係者
    - (3)福祉団体関係者
    - (4) 福祉施設関係者
    - (5) 関係行政機関職員
    - (6) 会長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
  - 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3期地域福祉活動計画が策定されるまでとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
  - 2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。(会議)
- 第6条 策定委員会の会議は委員長が召集し、その議長となる。
  - 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、本会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に 諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 計画策定委員会 委員名簿

職名	氏 名	所属等
会 長	照 井 冨 士 男	民生児童委員協議会
副 会長	澁 谷 陽 嗣	社会教育委員
委員	富 樫 容 子	看護師
委員	進藤晃成	老人クラブ連合会
委員	石 川 悦 郎	総合支援協議会
委員	戸澤勉	ボランティア団体
委員	月 輪 元	高齢者施設
委員	伊 藤 郁 美	高齢者施設
委員	藤田和彦	南福祉事務所
委員	煙 山 光 成	教育総務課
委員	藤嶋政春	社会福祉協議会理事
委員	加藤香代子	社会福祉協議会評議員
委員	福田弘美	障害者相談員
委員	佐 藤 良 一	商工会
委員	石 田 靖 子	農業協同組合女性部